

医療機関の皆様へ

国の公費負担医療制度等の 優先使用に御協力ください

～県単独の医療費支給事業の適正な運用について～

【目 次】

本書の作成にあたり	1
県単独の医療費支給事業の概要	
○県単独の医療費支給事業の目的	2
○県単独の医療費支給事業の対象者	2
○だれが実施しているのか？	2
○資格を取得するには？	3
○助成の対象となる医療は？	3
国の公費負担医療制度等の優先使用の必要性	
○国の公費負担医療制度等の優先使用が必要な理由	3
医療機関の皆様へご協力をお願いしたいポイント	5
国の公費負担医療制度等の種類・申請窓口等一覧	7
その他の公費負担医療制度（香川県独自）	9
お問い合わせ先	10

～本書の作成にあたり～

医療機関の皆様におかれましては、日頃より医療費助成制度の円滑な運営に、御理解・御協力をいただきお礼申し上げます。

県単独の医療費支給事業（重度心身障害者、ひとり親家庭及び乳幼児医療費助成制度）は、福祉的配慮が必要な方々に対して医療を受けやすい環境を提供できるよう、市町の条例・規則などにに基づき県と市町の財源（地方自治体の財源）だけで行っている事業です。

一方、国においては、人工透析療養を受けている方の申請に基づいて「特定疾病療養受療証」を発行し、医療機関窓口での患者負担の軽減を行うといった保険上の制度のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく身体障害者に対する更生医療や、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病医療法」という。）に基づく医療など、患者さんの疾病等に応じた多岐にわたる公費負担医療制度等があります。

国や地方自治体が実施する公費負担医療制度等が多数あることから、医療機関窓口での患者さんの資格確認や、診療報酬請求の際など、国の公費負担医療制度等と市町が実施する県単独の医療費支給事業を法律や条例に基づいて適切に行うことが一層求められます。

そして、この運用を適切に行うことは、ひいては障害者等の福祉的配慮が必要な方々への医療費助成制度の継続かつ安定的な運営に資するものとなります。

県単独の医療費支給事業が適正に運用（下記「イメージ図」のとおり）されるためには、行政の取組みだけではなく、県単独の医療費支給事業を受ける患者さんが積極的に制度へ参加する意識を持っていただくことや、医療機関の方々の御理解と御協力が、是非とも必要と考えております。

このことから今般、県単独の医療費支給事業の概要や国の公費負担医療制度等が優先されること等を解説したパンフレットを作成いたしました。

医療機関の皆様におかれましては、受付窓口での対応や診療報酬請求などに本パンフレットを活用いただければ幸いと存じます。今後とも医療費助成制度の適正運用に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

国の公費負担医療制度等と県単独の医療費支給事業を併用した負担のイメージ

保険給付	国の公費負担医療制度の給付	県単独の医療費支給事業の給付
------	---------------	----------------



香川県ゲートキーパー推進キャラクター
「きーもん」

県単独の医療費支給事業の目的

県単独の医療費支給事業は、障害者やひとり親家庭など、福祉的配慮が必要な方々の医療費の自己負担額の一部を助成して経済的負担を軽減することで、健康の保持や福祉の増進を図ることを目的に実施しています。

また、この事業は現在、重度の障害者の方などを対象とした「重度心身障害者等医療費支給制度」、ひとり親家庭の方を対象とした「ひとり親家庭等医療費支給制度」及び、乳幼児を対象とした「乳幼児医療費助成制度」の3種類があります。

県単独の医療費支給事業の対象者

県単独の医療費支給事業は、香川県内各市町にお住まいの国民健康保険や社会保険などの被保険者であって、次の要件に該当する一定所得額以内の方が対象になります。

県単独の医療費支給事業の基本的要件

法別番号	福祉医療制度の種類	対象者	患者負担額	認定者の証明書	申請窓口
80	乳幼児医療費助成制度	0～6歳(小学校就学前)の乳幼児	なし	各市町が発行する受給資格者証	受給者が居住する各市町
83	ひとり親家庭等医療費支給制度	・ひとり親の家庭の父母及び児童 ・両親のない児童 ・両親のない児童を扶養する配偶者のいない者	外来等：上限500円 入院：上限1,000円 ※市町村民税非課税世帯は自己負担なし	各市町が発行する受給資格者証	受給者が居住する各市町
86	重度心身障害者等医療費支給制度	・療育手帳(A)、A、B所持者 ・身体障害者手帳1～3級所持者 ・戦傷手帳特別項症～第4項症かつ身体障害者手帳4級以上所持者	外来等：上限500円 入院：上限1,000円 ※市町村民税非課税世帯は自己負担なし ※自立支援医療(育成医療・更生医療)に係る給付は自己負担なし	各市町が発行する受給資格者証	受給者が居住する各市町

※上記の要件のほか、各医療に応じた所得の制限が設けられています。

※法別番号 80, 83, 86 における患者負担額は、お住まいの市町より支給されます。(実質負担0)

なお、上記の要件以上の方へも対象者を広げた行政サービス(例えば、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業年度末までに拡大など)を独自に展開している市町もあります。

だれが実施しているのか？

県単独の医療費支給事業は、市町の条例・規則などに基づいて、市町が主体となって実施しています。

香川県は、この制度を実施する市町に補助金を交付して財政面から支えており、いわばこの制度は、香川県と市町が共同で実施しているものです。

また、この制度の実施については、国から補助金などを得ることなく、香川県と市町の財源のみで実施されている地方単独の事業であり、言い換えると、香川県民の税金だけで支えていただいている制度ということです。

資格を取得するには？

県単独の医療費支給事業の資格取得を希望する場合、患者さんご自身の住んでおられる市町の担当課へ申請いただく必要があります。

なお、申請については、市町での審査を踏まえ、要件や所得条件などに合致すると認められる方には、市町長名の県単独の医療費支給事業にかかる医療証が交付されます。

助成の対象となる医療は？

国が実施する公費負担医療制度等は、人工透析療養や難病の治療など、特定の疾病に対する医療に限定して実施している場合が多いですが、県単独の医療費支給事業は特定の疾病に対する医療に限定しておらず、次の市町条例・規則等で定めている範囲で、患者さんが負担すべき額から一部自己負担額を除いた額を助成する制度となっており、患者さんにとっては利便性が高い制度です。

【参考】市町の県単独の医療費支給事業に関する条例 (例) 高松市

(医療費の助成及び助成の額)

第4条 市は、対象者が医療に関する給付を受けたときは、当該医療費の全部又は一部を助成することができる。
2 対象者に対して助成する医療費の額は、病院、診療所、薬局又はその他の者(以下これらを「医療機関」という。)において当該対象者が負担し、又は負担すべき額とする。ただし、各法の規定により付加給付を受けることができるとき、又は法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療の給付が行われたときは、その給付額を控除した額とする。

条例ではこのようにも定めており、国の公費負担医療制度等によって給付を受けることができる場合は、その額について県単独の医療費支給事業の助成は行わないことを定めています。

県単独の医療費支給事業は、患者さんにとって利便性の高い制度ですが、利便性向上を目的とした制度ではありません。

あくまで、患者さんの経済的負担を軽減することによって医療を受けやすい環境を提供し、福祉的配慮が必要な方々の健康の保持等を図ることが目的です。

当然、福祉的配慮が必要な方々を対象とした制度のため、利便性に配慮すべき点はありますが、この制度は国の制度と比べ、県と市町だけの財源で実施されている地方単独事業であるため、この制度を患者さんに継続的・安定的に使用いただくには、患者さんが国の公費負担医療制度等の資格をお持ちであるなら、まず、国の公費負担医療制度等を優先して使用したうえでこの制度を使用するといった適正な運用が必要なのです。

国の公費負担医療制度等の優先使用が必要な理由

重複しますが、県単独の医療費支給事業は、国の補助金などを受けずに実施している、香川県民の税金だけで支えていただいている事業です。

そのため、この制度を適正に運用(国の公費負担医療制度等の優先使用)しなければ、次の例のように、本来は、国全体で支えるべき負担まで、香川県の皆さんだけで支えることになってしまいます。

例

(状況)

- ・ 医療費総額 5 万円
- ・ 通院医療
- ・ 人工透析患者

(使用できる資格)

- ・ 被保険者証 (自己負担 3 割)
- ・ 特定疾病療養受療証 (負担上限 10,000 円)
- ・ 自立支援医療 (更生医療) 受給者証 (負担上限 5,000 円)
- ・ 県単独の医療費支給事業の医療証 (重心医療)

① すべての資格を使用した場合

重心医療の医療証 5,000 円

35,000 円 (被保険者証)	5,000 円 (特定疾病)	5,000 円 (更生医療)	
---------------------	-------------------	-------------------	--

※更生医療の自己負担分について重心医療が適用されます。

② 被保険者証と県単独の医療費支給事業 (重心医療) のみを使用した場合

35,000 円 (被保険者証)	15,000 円 (重心医療)
---------------------	--------------------

● 有資格をすべて使用し、適正な運用を行った際との県や市町の負担額の差は、10,000 円

● 患者さんの所得状況により更生医療の上限額は異なります。

本来、国全体で負担すべきものまで県民だけで負担していることになるね！



医療機関の皆様へ御協力をお願いしたいポイント

福祉的配慮が必要な方々のため、県単独の医療費支給事業を継続的・安定的に運用していくことは重要であり、この制度を継続的・安定的に運用していくには、この制度をより適正に運用する必要があります。

それには、香川県や市町の適正運用に向けた取組みや、患者さんに積極的に制度参加の必要性を御理解いただくこと、そして医療機関の皆様はこの取組みを御理解いただき、適正運用に向けた御協力をいただかなければ実現はできません。

医療機関の皆様には、お手数をおかけしますが、この取組みの趣旨を御理解いただき、県単独の医療費支給事業の適正運用（公費負担優先順位適正化）に向けた次の4つのポイントについて御協力をお願いいたします。

～医療機関の皆様へ4つのポイントにご協力をお願いします～

- ☆ ポイント1 診療報酬の請求は・・・・・・・・
- ☆ ポイント2 院外処方箋などの・・・・・・・・
- ☆ ポイント3 公費負担優先順位適正化・・・
- ☆ ポイント4 その他・・・・・・・・

～ポイント1～

診療報酬請求は国の公費負担医療制度等を優先使用して請求してください

患者さんが、国の公費負担医療制度等の対象となる医療（例えば人工透析療養や難病医療法に該当する難病にかかる医療など）を受診した場合は、国の公費負担医療制度の受給者負担を確認し、**国の公費負担医療制度等を“第1公費”としたうえで、県単独の医療費支給事業を“第2公費”として請求**してください。（**県単独の医療費支給事業のみを適用すれば良いということではありません。**）

《参考》

○国の公費負担医療制度等の種類について

7ページをご覧ください。

～ポイント2～

院外処方箋などの必要事項の記載等にも注意をお願いします

国の公費負担医療制度等の対象となる医療（例えば人工透析療養や難病医療法に該当する難病にかかる医療など）にかかる薬剤について、院外処方箋を発行する場合、院外処方箋への国の公費負担医療制度の公費負担番号等や、障害者総合支援法に基づく更生医療などの自己負担上限額管理票への患者さんの窓口費用徴収額などの記載も忘れずをお願いします。

※県単独の医療費支給事業により窓口負担が0となる場合でも、自己負担上限額管理票への記載は必要となります。

～ポイント3～
公費負担優先順位適正化にともなって

県単独の医療費支給事業の適正運用（公費負担優先順位適正化）に向けた取組みを進めることで、今後、患者さんから、国の公費負担医療制度の受給者証等の資格取得のための証明書類（例えば「診断書」や「意見書」など）を求められることがあると予測されます。

医療機関の皆様には、お手数をおかけしますが、この取組みの趣旨を御理解いただき、公費負担優先順位適正化の取組みに御協力をお願いします。

《参考》

○国の公費負担医療制度等の種類について

7ページをご覧ください。

～ポイント4～
その他（県単独の医療費支給事業の維持について）

現在は、県単独の医療費支給事業において生じる患者さんの負担額について、市町が独自でその負担額についても支給を行い、実質的に患者さんの負担額は0となっています。

今後、公費負担優先順位適正化が行われず、誤った運用を行うことで事業の維持が難しくなり、患者さんの負担額や医療費の支給範囲について見直す必要が生じる可能性があります。

このような事態を避けるためにも、御協力をお願いいたします。

国の公費負担医療制度等の種類・申請窓口等一覧

※令和3年9月現在

法別番号	国の公費負担医療制度の種類	対象者	患者負担額
—	限度額適用認定書 (現物高額の制度)	保険制度に加入している被保険者	高額療養費の自己負担上限額
—	特定疾病療養 (現物高額の制度)	人工透析、血漿分画製剤投与者 (第8.9因子障がい)、血液製剤投与に起因するHIVの治療を受けているもの	保険制度の自己負担額 (所得に応じた負担上限額あり)
10	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による適正医療	結核患者	5%
11	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核等感染症患者の入院医療	結核患者	なし (一定所得者は月20,000円を上限に負担あり)
12	生活保護法による医療扶助	生活保護の被保護者	なし (医療券に本人支払額が記入されていれば、その額まで本人から徴収)
13	戦傷病者特別援護法による療養給付	戦傷病者	なし
15	障害者総合支援法による更生医療	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者	1割負担 (所得に応じた負担上限あり)
16	障害者総合支援法による育成医療	18歳未満の身体障害者又は疫病を放置すれば将来に身体障害を残すと認められる者 (確実な治療効果が期待できる者)	1割負担 (所得に応じた負担上限あり)
17	児童福祉法による結核児童の療養給付	骨関節結核その他の結核に罹患している18歳未満の児童で、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めたもの。	世帯の総所得税額により自己負担が生じる
18	被爆者援護法による認定疾病医療	被爆者(原爆症認定者)	なし
19	被爆者援護法による一般疫病医療	被爆者	なし
20	精神保健福祉法による措置入院	医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められた精神障害者	なし
21	障害者総合支援法による精神通院医療	統合失調症・知的障害・てんかん等を有する者で通院による精神医療を継続的に要する程度の病状の者	1割負担 (所得に応じた負担上限あり)
23	母子健康法による未熟児養育医療	医師が入院養育(出生体重が2,000g以下・生活力が特に薄弱で基準に定める症状のある者など)が必要と認める未熟児	保険制度の自己負担額 (所得に応じた負担上限額あり)
24	障害者総合支援法による療養介護医療	18歳以上の療養介護サービスの対象者 (重度心身障害者又は筋ジストロフィー患者であって、障害支援区分5以上の者など)	1割負担 (所得に応じた負担上限あり)
28	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院医療	一類・二類感染症患者、新型コロナウイルス感染症入院患者	なし (一定所得者は月20,000円を上限に負担あり)
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による積極的疫学調査	一類・二類感染症患者、新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者、所見がある者	なし (初診料等は自己負担あり)
	新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養または自宅療養中の医療	新型コロナウイルス感染症の軽症者等	なし
38	肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付	C型肝炎のインターフェロン治療又は、インターフェロンフリー治療、B型肝炎のインターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療受診者のうち認定基準を満たす者	保険制度の自己負担額 (市町村民税所得割に応じた負担上限)
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者のうち認定基準を満たす者	保険制度の自己負担額 (市町村民税所得割に応じた負担上限)
51	特定疾患治療研究事業に係る治療研究費	スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎※、重症急性膵炎※、プリオン病(ヒト由来乾燥膜移植によるクローン病・ヤコブ病に限る)の患者で厚生労働省が定める認定基準を満たす者 (※の疾病は新規申請不可)	なし
	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る治療研究費	先天性血液凝固因子欠乏症患者(第1,2,5,7,8,9,10,11,12,13因子、VonWillebrand病)、血液製剤投与に起因するHIV患者	なし
	水俣病総合対策医療事業及び水俣病認定申請者治療研究事業などによる水俣病医療	水俣病患者(熊本県、鹿児島県、新潟県のメチル水銀汚染に起因する水俣病)	なし
52	小児慢性特定疾病医療支援事業	18歳未満の児童で「厚生労働大臣が定める慢性疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する者	2割負担 (所得に応じた負担上限額あり)
54	難病法に係る特定医療費(指定難病)	指定難病の患者で、その病状の程度が厚生労働大臣が定める認定基準に該当する者、又は指定難病にかかる月ごとの医療費総額が33,300円を超える月が年間3月以上ある者	2割負担(医療保険で1割負担の者は1割) (所得に応じた負担上限額あり)
66	石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の公費負担	労働災害対象外の石綿健康被害者	なし

※令和3年9月現在

法別番号	認定者の証明書	支給認定申請窓口	受診できる医療機関(条件)
—	限度額適用認定証	患者さんが加入する保険者	
—	特定疾病療養受療証	患者さんが加入する保険者	
10	患者票	患者さんの居住地を管轄する保健所	香川県知事・高松市長が指定した医療機関
11	・入院勧告書 ・患者票	患者さんの居住地を管轄する保健所	香川県知事・高松市長が指定した医療機関
12	医療券	患者さんの居住地を管轄する福祉事務所	
13	療養券	患者さんの居住地を管轄する都道府県	厚生労働大臣が指定した医療機関
15	・自立支援医療受給者証 ・自己負担上限額管理票	患者さんの居住地を管轄する市町担当課または福祉事務所	香川県知事・高松市長が指定した医療機関
16	・自立支援医療受給者証 ・自己負担上限額管理票	患者さんの居住地を管轄する市町担当課または福祉事務所	香川県知事・高松市長が指定した医療機関
17	療育券	患者さんの居住地を管轄する保健所	香川県知事・高松市長が指定した医療機関
18	被爆者健康手帳	患者さんの居住地を管轄する保健所 (高松市在住の方は東讃保健所)	香川県知事が指定した医療機関
19	被爆者健康手帳	患者さんの居住地を管轄する保健所 (高松市在住の方は東讃保健所)	香川県知事が指定した医療機関
20	保健所から医療機関宛てに送付する受給者番号の記入された措置入院通知書	・2名以上の精神保健指定医の診察結果の一致 ・県職員の立会い ・入院措置を取る旨を書面で通知	
21	・自立支援医療受給者証 ・自己負担上限額管理票	患者さんの居住地を管轄する市町担当課または福祉事務所	香川県知事・高松市長が指定した医療機関
23	養育医療券	患者さんの居住地を管轄する保健所	香川県知事・高松市長が指定した医療機関
24	療養介護医療受給者証	患者さんの居住地を管轄する市町担当課または福祉事務所	
28	入院勧告書 患者票	患者さんの居所を管轄する保健所	
	—	受診医療機関を管轄する保健所	
	宿泊療養または自宅療養に関するしおり	患者さんの居所を管轄する保健所	
38	・肝炎インターフェロン治療受給者証 ・肝炎インターフェロンフリー治療受給者証 ・肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証	患者さんの居住地を管轄する保健所	
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証	患者さんの居住地を管轄する保健所	香川県知事が指定した医療機関
51	特定疾患医療受給者証	香川県健康福祉部健康福祉総務課	香川県知事と委託契約を結んでいる医療機関
	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証	香川県健康福祉部健康福祉総務課	香川県知事と委託契約を結んでいる医療機関
	・医療手帳 ・水俣病被害者手帳 ・水俣病認定申請者医療手帳	各自治体(熊本県、鹿児島県、新潟県、新潟市)の担当課	
52	小児慢性特定疾病医療受給者証	患者さんの居住地を管轄する保健所	香川県知事・高松市長が指定した医療機関
54	特定医療費(指定難病)受給者証	患者さんの居住地を管轄する保健福祉事務所 (高松市在住の方は香川県健康福祉部健康福祉総務課)	香川県知事が指定した医療機関
66	医療手帳	・環境再生保全機構 ・環境省 地方環境事務所	

その他の公費負担医療制度（香川県独自）

法別番号	福祉医療制度の種類	対象者	患者負担額	認定者の証明書	申請窓口
94	香川県指定難病医療費助成制度	香川県知事が指定する疾患（突発性難聴、慢性腎不全、メニエール病）の患者で、認定基準を満たす者	2割負担（医療保険で1割負担の者は1割） 所得に応じた負担上限額あり	特定医療費（香川県指定難病）受給者証	患者さんの居住地を管轄する保健福祉事務所 （高松市在住の方は香川県健康福祉部健康福祉総務課）

※国の指定難病以外に県独自で指定している難病について国の制度と同等の医療費を助成する制度です。

県単独の医療費支給事業等の取扱いについてのお問い合わせ先

●県単独の医療費支給事業について

<重度心身障害者医療>

香川県健康福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ

TEL 087-832-3292

<ひとり親家庭医療>

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 総務・家庭福祉グループ

TEL 087-832-3283

<乳幼児医療>

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 母子保健グループ

TEL 087-832-3285

●その他の公費負担医療制度（香川県独自）

<香川県指定難病医療費助成制度>

香川県健康福祉部健康福祉総務課 難病等対策グループ

TEL 087-832-3260

●診療報酬明細書（レセプト）の記載についてのお問い合わせ

<国民健康保険・後期高齢者医療制度にかかる請求について>

〒760-0066 高松市福岡町2丁目3番2号（香川県自治会館内）

香川県国民健康保険団体連合会

TEL 087-822-9341

<上記以外の医療保険（社保）について>

〒760-8537 高松市朝日町2丁目17番3号

社会保険診療報酬支払基金香川支部

TEL 087-851-4411（代表）

市役所・町役場窓口

＜重度心身障害者医療＞

市町担当窓口		電話番号	市町担当窓口		電話番号	
高松市	障がい福祉課	087-839-2333	小豆郡	土庄町	健康福祉課	0879-62-7002
丸亀市	福祉課	0877-24-8805		小豆島町	健康づくり福祉課	0879-82-7038
坂出市	けんこう課	0877-44-5006	木田郡	三木町	福祉介護課	087-891-3304
善通寺市	社会福祉課	0877-63-6339	香川郡	直島町	住民福祉課	087-892-2223
観音寺市	健康増進課	0875-23-3927	綾歌郡	宇多津町	健康増進課	0877-49-8001
さぬき市	障害福祉課	0879-26-9903		綾川町	保険年金課	087-876-1593
東かがわ市	保健課	0879-26-1229	仲多度郡	琴平町	子ども・保健課	0877-75-6705
三豊市	健康課	0875-73-3014		多度津町	健康福祉課	0877-33-1134
				まんのう町	福祉保険課	0877-73-0124

＜ひとり親家庭医療＞ ＜乳幼児医療＞

市町担当窓口		電話番号	市町担当窓口		電話番号	
高松市	こども家庭課	087-839-2353	小豆郡	土庄町	健康福祉課	0879-62-7002
丸亀市	子育て支援課	0877-24-8808		小豆島町	健康づくり福祉課	0879-82-7038
坂出市	けんこう課	0877-44-5006	木田郡	三木町	こども課	087-891-3322
善通寺市	子ども課	0877-63-6365	香川郡	直島町	住民福祉課	087-892-2223
観音寺市	健康増進課	0875-23-3927	綾歌郡	宇多津町	健康増進課	0877-49-8001
さぬき市	子育て支援課	0879-26-9903		綾川町	保険年金課	087-876-1593
東かがわ市	保健課	0879-26-1228	仲多度郡	琴平町	子ども・保健課	0877-75-6705
三豊市	健康課	0875-73-3014		多度津町	健康福祉課	0877-33-1134
				まんのう町	福祉保険課	0877-73-0124

県関係窓口

名称	電話番号
香川県健康福祉部障害福祉課	087-832-3291
香川県精神保健福祉センター	087-804-5567
香川県障害福祉相談所	087-832-3291
香川県東讃保健福祉事務所	0879-29-8263
香川県中讃保健福祉事務所	0877-24-9963
香川県西讃保健福祉事務所	0875-25-2052
香川県小豆総合事務所	0879-62-1373

その他関係窓口

名称	電話番号
地方環境事務所(四国事務所)	087-811-7240

御協力よろしくお願いします！



 香川県

心の
ケア相談

LINEで

お悩み相談が

可能になりました!

@香川



香川県ゲートキーパー児童キャラクター
「きーもん」



香川県健康福祉部障害福祉課総務・県立施設グループ

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

TEL 087-832-3291